

## 第22回大空町農業委員会総会議事録

令和4年4月19日 第22回大空町農業委員会総会は、大空町東藻琴農村環境改善センター多目的ホールに招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

1番 小川一浩	2番 上田英樹	3番 森英章
5番 斎藤宏幸	6番 森賀祐司	7番 伊藤博幸
8番 長尾照幸	9番 渡邊恵二	10番 福田重幸
12番 増子昭雄	13番 福田英信	14番 原本勝広
15番 遠藤哲也	16番 石原せつえ	17番 佐野一義
18番 渡辺誠	20番 佐久間仁	21番 仲西政克
22番 岡本シゲ子	23番 丹羽真治	24番 石田正俊

#### (2) 欠席者

4番 佐藤廣治	11番 真鍋剛	19番 高橋敬義
---------	---------	----------

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上透	主幹 石川大樹	主事 見延洗太
----------	---------	---------

第22回大空町農業委員会総会議事録

午後2時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第22回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は春耕期を迎え何かとお忙しい中、第22回農業委員会総会に出席ありがとうございます。</p> <p>今月に入りまして、役場、農協の人事異動、また農協総会、議会議員選挙とありまして、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい日々を過ごされたことと思っております。</p> <p>本日は、本来でありましたら懇親会を行う予定でしたが、落ちついていたようにみえましたコロナ感染者が再び増えましたことを受けまして、親睦会長、事務局と協議しまして、急ではございますが、懇親会を中止とさせていただきますことをお詫び申し上げます。</p> <p>さて、コロナ禍の影響、ロシアによるウクライナへの侵攻と、良くない事が続いているわけではございますが、白老町、網走市で鳥インフルエンザが発生するという事がまた起きてしまいました。今回のこの事を最後に良くない事が収まってくれればなと思っております。</p> <p>最後になりましたが、今後気温が上がり本格的に植え付け作業が始まりますが、順調に作業が進み、皆様が健康で良き出来秋を迎えられますことをご祈念申し上げて、開会の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>3月25日開催の第21回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>

石田会長	<p>ただ今より第22回農業委員会総会を開催いたします。  (午後2時35分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。  諸般の報告をいたさせます。  事務局長。</p>
井上局長	<p>ただいまの出席委員は、21名であります。  佐藤委員、真鍋委員から欠席の旨の連絡がありました。また、高橋委員がまだお見えでございませんので、出席委員は21名ということでございます。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第6号までの合計16件であります。  以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。  議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、16番石原委員、20番佐久間委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。  事務局。</p>
見延主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年4月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号利用権設定関係1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、現在使用貸借を行っている当該農地につきまして、契約満了に伴い再び設定を行うものであります。そのため図面は省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないこと確認しておりますので、ご審議願います。  以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いしま</p>

	す。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
見延主事	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、現在使用貸借を行っている当該農地について、契約満了に伴い、再び設定を行うものであります。そのため図面は省略しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり農地法（昭和27年法律第229号）第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年4月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  【議案第2号所有権移転関係1番朗読】 この件につきましては、大空町において広域穀類乾燥調製貯蔵施設の建設工事を実施することに伴い、当該農地をJA女満別において取得し土地造成を行うという案件でございます。第4地区農業委員さんにより4月8日に現地確認を行っており、既存施設隣接地であることから転用はやむを得ないというご判断をいただいております。図面については1ページに掲載をしております。 農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、4月8日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。

石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	<b>【議案第 2 号利用権設定関係 1 番朗読】</b> この件につきましては、農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があったものです。第 3 地区農業委員さんにより 4 月 6 日に現地確認を行っており、既存施設隣接地であるため転用はやむを得ないというご判断をいただいております。図面については 2 ページに掲載をしております。 農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、4 月 6 日に第 3 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 1 番について採決します。

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 2 番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、農地に農業用倉庫を建設したいとの申請があったものです。第 3 地区農業委員さんにより 4 月 6 日に現地確認を行っており、既存施設隣接地であるため転用はやむを得ないというご判断をいただいております。図面については 3 ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、4 月 6 日に第 3 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 2 番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定に</p>

見延主事	<p>よる農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。          所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。          事務局。</p> <p>議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和 4 年 4 月 19 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第 3 号所有権移転関係 1 番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、利用集積にて賃貸借を行っていた農地の所有権移転となっております。そのため図面につきましては省略しております。4 月 6 日に第 2 地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項に全て適合していることを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。          譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま          以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。          これより議案第 3 号所有権移転関係 1 番について採決します。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>



石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
見延主事	<p>【議案第3号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、4ページに掲載しております。</p> <p>4月7日に第1地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
見延主事	<p>【議案第3号利用権設定関係2番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、5ページに掲載しております。</p>

	<p>4月7日に第1地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番から3番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和4年4月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第4号所有権移転関係1番から3番朗読】</b></p>

	<p>1番から3番につきましては、農地保有合理化事業に伴う農業公社売渡による農地購入案件でございます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番から3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号所有権移転関係1番から3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
見延主事	<p><b>【議案第4号利用権設定関係1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、先々月の総会において、公社買入の議決をいただいた、一時貸付分に係る案件でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。</p> <p>1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>

見延主事	<p>議案第5号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和4年4月19日提出 大空町農業委員会 会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第5号1番朗読】</b></p> <p>この件につきましては、4月6日に第2地区農業委員さんに現地調査をいただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、6ページに掲載しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、4月6日に第2地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号2番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第5号2番朗読】</b></p> <p>この件については、4月6日に第3地区の農業委員さんに現地調査をいただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、7ページ、8ページに掲載しております。</p>

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、4月6日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第5号2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第5号3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p><b>【議案第5号3番朗読】</b></p> <p>この件につきましても、4月6日に第3地区農業委員さんにおきまして現地調査をいただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては8ページに掲載しておりますのでご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、4月6日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	これより3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第6号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 事務局長。
事務局長	議案第6号「下限面積(別段の面積)の設定について」平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとなった。 また、「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから、今年度下限面積(別段の面積)について、次のとおり設定したいので審議を求める。令和4年4月19日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。  【議案第6号朗読】 以上です。
石田会長	これより議案第6号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第6号について採決します。          本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。          次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。          事務局の説明を求めます。</p>
石川主幹	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則          (平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専          決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和4年4月1          9日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【報告第1号朗読】</b>          以上です。</p>
石田会長	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いた          しました。          これで総会を閉じます。          ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時19分)</p>